

# 館林市立第三中学校

## 学校いじめ防止基本方針(令和2年度)

平成30年4月1日策定

## 第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向

### 1. 基本的な考え方

#### (1) 本方針策定の趣旨

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得る可能性がある。そして、いじめは絶対に許される行為ではない。また、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為は許されず、毅然と指導していく必要がある。

以上の点を踏まえ、いじめを防止するためには、全職員、全生徒がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校風土の醸造を進めていかなければならない。

そのためには、教育活動の全てにおいて、生徒の人権を大切にするという精神を育て、全教職員が一丸となって生徒一人一人の人権と多様な個性を尊重しながら指導を行っていくことが重要である。

本校では「広く豊かな心をもつ 自ら学ぶ 心身を鍛える」を教育目標としており、「全校一心」を合い言葉に全教職員で教育活動を実施している。いじめは重大な人権侵害であり、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけてしまうものであり、どのような理由があっても絶対に許されるものではない。

そこで、本校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針（最終決定平成29年3月14日）に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

#### (2) いじめの定義・とらえ方（いじめ防止推進法、いじめ防止等のための基本方針より）

「いじめ」とは、児童等に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものという

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

#### (3) いじめの禁止（いじめ防止推進法より）

児童等はいじめを行ってはならない

#### (2) いじめ問題へ取り組む方向性

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得る可能性がある。つまり、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得るということを前提として対応にあたるのが最も重要であると考えます。

そこで、以下の点に十分に留意しながらいじめ問題に対して対応していく。

##### ① 友人関係が変化することでのいじめ

友人関係においても、双方の力関係のバランスや環境が変化することで、「遊び」から「いじめ」へと変化する可能性がある。友人関係が築かれていた状態からいじめ

へと変化すると、加害者側が「遊び」として捉えてしまったり、被害者側も加害者との関係を気にかけ、苦痛を訴えることが難しくなってしまう傾向がある。そこで、日頃から生徒の友人関係を注意深く見守っていく。

### ②発達に課題を抱える生徒や特別支援学級に在籍している生徒への対応

発達に課題を抱える生徒や特別支援学級に在籍している生徒がいじめを受けたり、いじめを行ったりする場合がある。これらの生徒については、その特性から自分がいじめを受けているという認識が弱かったり、自分の気持ちをうまく表現することが苦手だったりすることがある。同時に、当該生徒自身が、相手が嫌がっていると認識することが難しいこともある。これらに留意する必要がある。そこで、多くの職員で生徒を見守っていく環境作りに努めていく。

### ③いじめに対する第三者(周囲)への対応

いじめの様相を加害者と被害者の関係としてのみ捉えるのではなく、集団としていじめを容認しない雰囲気構築していくことが重要である。そこで重要になってくるのが、いじめをはやし立てたり、傍観したりする生徒を許さない風土の醸造である。各教科はもちろん、道徳の時間や学級活動、全教育活動を通じて生徒の人権意識の向上を図っていく。

上記の点に特に留意し、教職員が一丸となって、いじめを許さないという毅然とした態度を示すと同時に、どんな些細なことにも親身になって相談に応じることで、生徒が安心して過ごすことができる学校生活をつくっていく。

## 2. 本校の現状と課題

本校では教育目標である「広く豊かな心をもつ 自ら学ぶ 心身を鍛える」の具現化に向け、「全校一心」を合い言葉に教育活動を展開している。また、いじめは重大な人権侵害であり、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけるものであるという認識のもと、学校いじめ基本方針を策定し、関係機関と連携を図りながらいじめ問題に組織的かつ全職員で取り組んでいる。そして、その中心となる組織が「いじめ対策組織」である。また、スクールカウンセラーや相談員が中心となり、学校生活に不安を感じる生徒への心のケアについても日常的に行っている。

しかしながら、生徒の実態から以下のような課題も見られる。

### ①「いじめ」についての全国学力・学習状況調査結果から

【質問】いじめは、どんな理由があってもいけないと思いますか		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当てはまる</li> <li>・どちらかといえば当てはまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・どちらかといえば当てはまらない</li> <li>・当てはまらない</li> </ul>
平成 29 年度	95.4%	4.5%
平成 30 年度	97.5%	2.5%
平成 31 年度	98.6%	1.3%

過去三カ年の生徒の回答を見たとき、ほとんどの生徒は「いじめはいけないものである」という認識を抱いているが、わずかながらいじめを正々堂々と否定することが難しい生徒も見られる。この点から、全校生徒にいじめは絶対に許されるものではないということを通教育活動を通して訴えかけていく必要がある。

### ②携帯電話やスマートフォン等にかかわる生徒の実態から

本校の生徒の携帯電話やスマートフォンの所持率、使用時間の程度は高い。また、それらを通じた SNS による生徒間のトラブルも見られる。また、全国学力・学習状況調査結

果においても次のような結果が見られる。

【質問】 携帯電話やスマートフォンの使い方について、家の人と約束したことを守っていますか			
	・きちんと守っている ・だいたい守っている	・あまり守っていない ・守っていない	・携帯電話やスマートフォンを持っているが約束はない
平成 29 年度	57.8%	11%	20.8%

このような実態から、本校では「アウトメディア Week」を設定し、生徒へのメディアの使い方の指導はもちろん、家庭への啓発にも取り組んでいる。また、単にメディアの使用を控えるという表面的な指導ではなく、相手を思いやる気持ちの育成を目指し、人権教育との関連を図りながら教育活動を展開している。特に、生徒会本部役員や学級代表による生徒が中心となった取組は特筆すべき点である。

しかし、携帯電話やスマートフォンを通じた生徒のトラブルが全くなくなった状況ではなく、また保護者の意識にも差が見られる。そこで、平成 29 年度より取り組んでいるアウトメディア Week のより一層の充実を目指していく。特に平成 30 年度からは、中学校だけでの指導にとどまることなく、三校の小学校との連携を図りながら取り組んでいる。

### 3. いじめ防止等に関する基本的な方針

いじめ未然防止のために「未然防止」「早期発見」「早期解決」「その後の指導」というサイクルの一つ一つの充実を図っていく。また、いじめの要因となる生徒のストレスを取り除くために、わかる授業作り、生徒の活躍の場の設定、仲間作り、自己有用感や自己肯定感の育成を図っていく。

## 第2 いじめ防止等のための対策の内容

### 1. いじめを未然に防止するための取組

#### ① 学年・学級経営の充実

いじめを絶対に許さないという教師と生徒の共通理解を基盤として学年・学級経営の充実を図っていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒一人一人を大切にされた学級経営
- ・学級担任と生徒との信頼関係の構築
- ・ルールを守らせる毅然とした指導の徹底と継続
- ・全職員による情報共有と連携
- ・教師の態度がいじめを助長する危険性があることへの理解

#### ② 人権教育の充実

良好な人間関係を築いていくためには人権意識の向上が欠かせない。自分を大切にすると同時に、相手を思いやる気持ちや相手の立場を理解した言動の大切さやすばらしさを感じることが出来る機会の充実を図っていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・人権週間を中心とした自他の生命・人権を大切にする指導
- ・アウトメディア Week でのインターネット上での人権問題の指導と啓発
- ・互いに支え合う仲間意識の育成
- ・いじめを許さない集団作り

#### ③ 道徳教育の充実

いじめ防止につながる「他者への思いやりの心」や「他者の生命の尊重」等を育む中心となるのが道徳教育である。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・教育活動全体を通じた道徳教育の展開
- ・道徳の時間と学級活動等との関連を図った教科横断的な指導
- ・考え、議論する道徳の時間を通じた道徳性の育成
- ・いじめを許さない心情を高める授業の積み重ね
- ・自他の生命・人権を大切にする指導

#### ④面談の実施

年間計画の通り、三者面談や家庭訪問を定期的に行い、生徒に寄り添った指導の充実を図っていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・計画的な二者面談
- ・担任や学年職員で行うチャンス相談
- ・スクールカウンセラーや相談員の活用
- ・保護者とスクールカウンセラーや相談員との面談の機会のコーディネート

#### ⑤生徒指導部会、教育相談部会との連携

毎週行われる生徒指導部会及び教育相談部会で気になる生徒について共通理解し、その生徒に注意を向け、いじめ未然防止に役立てていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各学年の生徒指導担当や教育相談担当と学級担任との情報共有
- ・各部会での情報の学校全体での共有
- ・両部会といじめ対策組織との連携
- ・養護教諭との連携

#### ⑥生徒がわかる喜びを味わうことができる授業実践

生徒の学校生活のほとんどは、授業である。よって、生徒同士、生徒と教師の人間関係を豊かにできる場は授業である。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒指導の三機能を生かした授業作り
- ・授業を通じた教師と生徒との信頼関係の構築
- ・授業中の生徒同士の学び合いを通じた人間関係の構築
- ・生徒の成長を認める学習支援
- ・小学校との連携を図った学び方指導
- ・小学校と連携を図った授業規律指導

#### ⑦生徒会活動との連携

生徒会本部役員が中心となっていじめ防止に向けた様々な活動を行っていくことで、学校が活性化し、いじめを生まない学校風土が醸造されていく。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒自身が、いじめを自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを考えることができるような働きかけと場の設定
- ・生徒が自分たちの生活についての課題を見つけ、自分たちで解決策を発信しようとする態度の育成
- ・生徒が主体となって、いじめ対策に活動する機会を設け、生徒の自己有用感や自己肯定感の向上を図る

#### ⑧インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策

本校の生徒の実態である携帯電話やスマートフォン等の所持率の高さや生徒間のトラブルに対する対策として、以下のような点について指導の充実を図っていく。

- ・アウトメディア Week を活用した生活習慣の見直し
- ・生徒による「クラスのメディア使用ルール」の作成

- ・人権教育との関連を図ったインターネット利用時の注意点の指導
- ・小学校と連携を図った指導
- ・法務局や地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談受付等、関係機関の取組についての周知

### ⑨発達障害等への共通理解

発達に課題を抱える生徒への理解を深め、いじめの未然防止を図っていくために、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒一人一人に合わせた教育課程の編成と指導
- ・特別支援教育コーディネーターを中心とした全校的な指導体制の整備
- ・発達障害についての職員の理解を高めるための校内研修の機会の設定

### ⑩校内研修の充実

いじめ対策についての職員の意識の向上と情報共有のため、以下の点について校内研修の充実を図っていく。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知、徹底
- ・いじめ対策についての年間を通じた校内研修の実施

### ⑪家庭や地域との連携

いじめ対策において、家庭との連携は欠かすことができない。担任や部活動担当が日常の様子を家庭と共通理解しておくことがいじめ未然防止につながる。そこで、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・生徒の活躍やよさ、成長を積極的に発信することによる、信頼関係作り
- ・各種通信（学校便り、学年通信、学級通信）や学校 Web ページにていじめ対策の取組についての情報を発信することによる、保護者への啓発
- ・家庭訪問や懇談会、三者面談の機会を活用したスクールカウンセラーや相談員の周知

### ⑫学校間の連携や協力体制の整備

生徒の活動の場は学校の中だけに閉じられたものではなく、様々であり、その範囲も広い。そのため、部活動や習い事、地域行事等を通して、他校生徒との関わりも多く見られる。そこで、以下の点について学校間で連携を図っていく。

- ・生徒指導主事の情報交換の場を生かした、いじめ防止のための連携体制作り
- ・小学校との情報共有
- ・いじめ問題に関する指導記録の適切な保存による、生徒の転校・進学の際の情報提供

## 2. いじめの早期発見に向けての取組

### ①日常生活での見取り

全職員で生徒の様子を観察したり、生徒とコミュニケーションをとったりする中で、生徒の様子を見守っていくことで、いじめの早期発見に努めていく。そこで、以下の点について、重点的に取り組んでいく。

- ・授業担当者が教室と生徒を引き継ぐための早めの授業準備
- ・休み時間や給食の準備時の学年全職員による指導
- ・生活ノートの活用による学級担任、学年担任による生徒の見取り
- ・学級担任、教科担当、部活動担当等の日常的な生徒の情報交換

### ②学校生活アンケートの実施

毎月、第三水曜に全生徒を対象にアンケート調査を実施する。また、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・記入された内容についての、その日のうちの該当生徒への聞き取り
- ・記入された内容についての、学級担任による学年生徒指導担当、学年主任、管理職への報告
- ・いじめ問題はもちろん、その他の悩みについての該当生徒に対する聞き取り

### ③心と体のアンケートの実施

教育相談部会を中心に学期に1回程度、家庭に持ち帰らせて保護者と共に記入するアンケート調査を実施する。また、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・保護者と生徒の協働による回答を通じた、保護者への聞き取りといじめ防止の啓発
- ・封筒に入れた配布と回収による回答の秘密厳守
- ・スクールカウンセラーが中心となったアンケートの見取りと必要に応じた面談機会の設定
- ・相談員、養護教諭との連携

### ④相談活動の充実

生徒及び保護者がいじめに対して相談できる体制の整備のために、以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・各種通信（学校便り、学年通信、学級通信）や懇談会等を通じたスクールカウンセラーの保護者への周知
- ・各種通信（学校便り、学年通信、学級通信）や懇談会等を通じた市適応指導教室の保護者への周知
- ・教育相談による学級担任や学年職員、相談員、養護教諭、スクールカウンセラーのチャンス相談

### ⑤指導体制の確立

「いじめ対策組織」を設置し、日常的及び緊急時に組織対応する

### ⑥早期発見のための研修

生徒や保護者の様子からいじめを早期発見できる職員の資質向上を図るために、以下の点について重点的に研修として取り組んでいく。

- ・学校いじめ防止基本方針の周知、徹底
- ・いじめ対策についての年間を通じた校内研修の実施
- ・学年・学級経営の充実、教科経営の充実についての管理職による日常的な指導

### ⑦保護者等との連携・情報共有

いじめの早期発見体制について保護者等との連携や情報共有を図っていく。以下の点について重点的に取り組んでいく。

- ・PTA 本部役員、学校評議員、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめ対応状況について定期的に協議する場の設定を行う

### ⑧地域及び関係機関との連携

職員だけではなく、地域や関係機関と連携を図りながらいじめの早期発見に努めていく。以下の機関や専門家と連携を図っていく。

- ・館林市教育委員会
- ・館林市教育研究所
- ・館林市こども福祉課
- ・館林警察署
- ・東部指導相談所
- ・前橋市地方法務局

・学校医 小柳富彦 氏

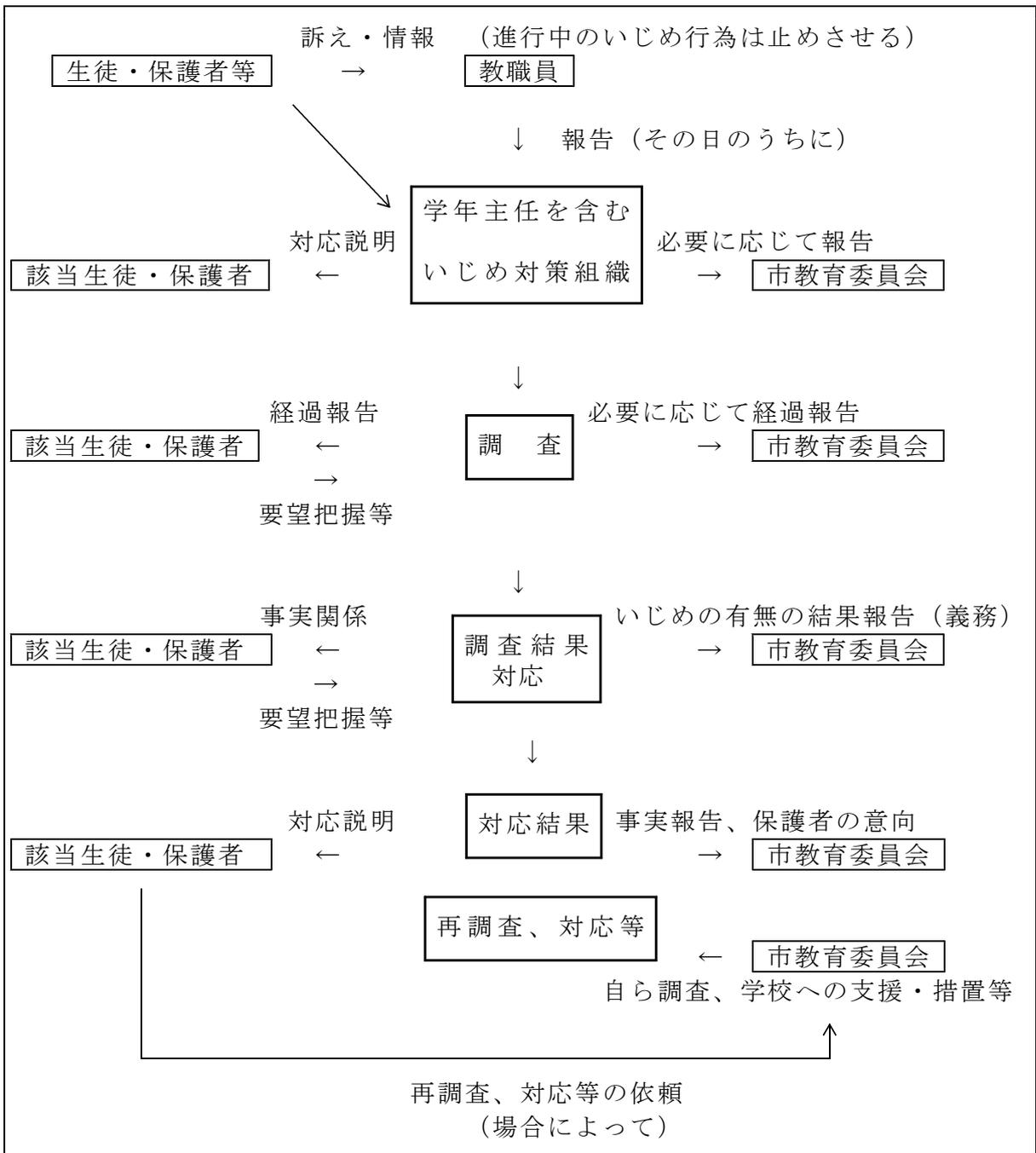
### ⑨インターネットを通じて行われるいじめへの対応

インターネットを通じて行われるいじめでの早期発見のために、以下の点に重点的に取り組んでいく。

- ・インターネット上の不適切な書き込み等の問題箇所の印刷と保存
- ・被害拡大を阻止するための該当書き込み等の迅速な削除
- ・必要に応じた地方法務局、館林警察署への通報により適切な援助

## 3. いじめの早期解決にむけての取組

### ①いじめ事案対処の基本展開



## ②初期対応

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階からの的確に関わっていく。

遊びや悪ふざけ等、いじめと疑われる行為を発見した際には、その場で止めさせ、状況等の確認を行い、その行為の問題点について毅然とした態度で指導を行う。

いじめの発見や訴え、通報を受けた際には、じめを受けた生徒や保護者の思いに寄り添い、親身になって情報の聞き取りを行い、どのような状況であったのかを把握するために、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたのかを整理し、記録に残す。また、特定の職員で対応するのではなく、組織的な対応を図っていく。

## ③情報の共有

いじめとして疑わしい状況の発見やいじめの訴え、通報から得た情報をもとに、いじめ対策組織がいじめとして対応すべきかどうかも含め、事後対応等について判断していく。

いじめ対策組織による判断や対応についての情報は、朝の職員の打ち合わせや定例の生徒指導部会、教育相談部会、職員会議等で情報の共有を図っていく。その際、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたのかという事実についての共有を最優先する。また、校務支援システム C4th も活用し、全職員が共通理解、共通認識のもと、対応できるよう留意していく。

## ④対応メンバーの決定

いじめ対策組織の構成員により組織的な対応を図っていくが、いじめの様態や関係生徒等によっては連携する職員を増やす等、柔軟に対応していく。また、外部機関との連携が必要な際についても同様に柔軟に対応していく。

## ⑤いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめ対策組織が中心となって、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う。被害生徒から聞き取りを行う際には、生徒の自尊感情を傷つけないように、「あなたは悪くない」ということを明確に伝えていく。また、生徒の個人情報やプライバシーについても十分に留意していく。

被害生徒宅へ家庭訪問を行い、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えると同時に、被害生徒並びにその保護者については徹底して守り抜くことを伝え、できる限り不安を除去できるように努める。そのために、被害生徒については、複数の職員の協力のもと、学校生活全般にわたって安全を見守り、確保していく。

被害生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて加害生徒を別室において指導したり、状況に応じては出席停止制度を活用したりして、被害生徒が安心して教育を受けることができる環境を整えていく。また、状況に応じて、心理や福祉等の専門家等の外部の協力を得ていく。

また、いじめが解決したと思われる場合でも、再発する可能性が考えられるため、継続して十分な注意を払い、機会を得て、必要な支援を行っていく。

## ⑥いじめた生徒及びその保護者への支援

加害生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったと確認された場合、いじめ対策組織が中心となり、複数の職員で連携を図りながら、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防ぐ措置をとる。

事実関係を聞き取った後は、加害生徒宅へ家庭訪問を行い、迅速に保護者に事実関係を伝えると同時に、学校と保護者が連携を図って、以降の対応を適切に行うことができるように保護者の協力を求めることともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

加害生徒への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、加害生徒が抱える問題等、いじめの背景に目を向け、該当生徒の安心・安全、完全な人格の発達に配慮する。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感や疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導の他、さらには出席停止や警察等との連携も含め、毅然とした対応を行う。教育上必要があると認める場合には、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることを考慮し、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促すことを目的として行う。

#### ⑦いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調したりしていた生徒に対しても、自分の問題としていじめの事実を捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場に立って、その辛さや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じ、行動の変容につなげる。また、同調したり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強めるものであることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかも知れないという不安を持っていることが考えられることから、全ての職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えていく。

#### ⑧関係機関との連携

いじめ対策組織が中心となり、組織的に対応していくが、いじめられている生徒を徹底して守り抜くという観点から、市教育委員会や市教育研究所と連携を図りながら、対応していく。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ⑨インターネットを通じて行われたいじめへの対応

インターネットを通じて行われたいじめについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。また、必要に応じて法務局または地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 4. いじめ問題に取り組むための校内組織

#### ①名称 「いじめ対策組織」

#### ②「いじめ対策組織」の構成員

##### ア 校内メンバー

学校長（委員長）、教頭（副委員長、情報窓口の責任者）、教務主任、生徒指導主事（防止等の対応窓口）、各学年主任、教育相談主任、養護教諭、相談員、特別活動主任、通級教室担当とする。なお、事案に応じて、学校長（委員長）の判断により、他の教員が加わる。

##### イ 教職員以外のメンバー

佐藤光代氏（スクールカウンセラー）、小柳富彦氏（学校医）とする。なお、会議や事案に応じて、学校長（委員長）により各委員に参加を依頼する。

### ③役割

- ・未然防止に向けた取組
- ・早期発見・早期対応の取組（アンケート調査、教育相談等）
- ・指導體制の確立
- ・対応方針の決定
- ・年間計画の策定と見直し
- ・アンケート調査の実施・考察

### ④校内の他の組織との連携・位置付け

生徒指導部会、教育相談部会と連携を密に図りながら活動を行っていく。また、わかる授業の実施の面から研修部との連携や、必要に応じて学年部会への参加や助言等を行う。

また、いじめのとして対応すべきかどうかの判断やいじめと判断された場合についての指導方針の決定、指導については校内の中心となる組織である。

### ⑤開催方法・機会

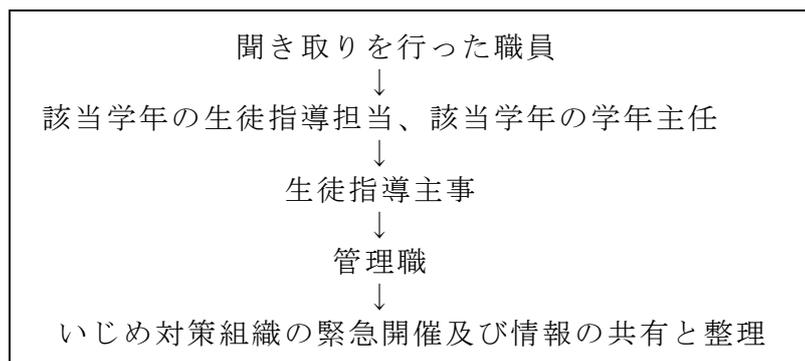
常設の組織とし、学校いじめ防止基本方針の定める年間計画に基づき、いじめ対策の活動の中心となって組織的に取り組む。

また、いじめと思われる事案が発生した際には、学校長（委員長）の判断により、緊急開催とする。また、その際には、基本となる構成員に加え、事案に応じて柔軟にメンバーを策定する。

## 5. 組織的体制の確立・機能化

### ①「いじめ対策組織」の情報共有・組織対応

いじめと思われる事案が発生した際に、その状況を確認したり、生徒や保護者から報告や訴えを聞き取った職員から、次のように「いじめ対策組織」への情報の共有を図っていく。



また、その際に、いつ・どこで・だれが・どのように関わっていたのかを整理し、記録を残しておく。その際に、個別の生徒ごとに記録し、複数の職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図っていく。

### ②相談窓口と相談方法（手段）の周知

いじめ対策組織が学校全体のいじめ対策の中心となっていることを入学式や懇談会、各種通信等を用いて保護者へ周知していく。それにより、保護者からの相談窓口が学級担任だけでなく、複数あることを明確に伝え、学校と家庭とで連携を図りながらいじめ防止対策に取り組むことができる環境を整えていく。

同様に、生徒に対しても年度初めに、いじめ対策組織の存在や活動について知らせ、いじめ相談の窓口となっていることを周知していく。

また、学校評議員や学校関係者評価の際にも、いじめ防止対策の取組について情報提供を行い、外部機関に対してもいじめ対策組織の活動について周知していく。

### ③平素からの対応の在り方

学校いじめ防止基本方針に基づいた年間活動計画におけるいじめ防止等の活動を行っていくと同時に、経験年数の少ない職員等へのいじめに関する職能成長を促す取組を行っていく。

### ④外部専門家等の参加

外部専門家としてスクールカウンセラー、学校医と連携を図り、組織の透明性を担保していく。

### ⑤一部の教職員に加重負担の予防体制

いじめ問題について個人の職員が問題を抱え込むことのないように、日頃からいじめ対策組織の役割と活動について全職員に周知していく。

### ⑥組織的取組に対するチェックリスト作成・点検・改善

「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

## 6. 重大事態への対処

### ①重大事態の該当内容

- ・児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ・生命（自死行為・未遂等）
- ・心身（精神疾患、骨折、重篤な打撲、内臓損傷、火傷、性的暴行等）
- ・財産（被害金額、回数及び様態を総合）

- ・いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、年間 30 日を目安とし、一定期間、連続して欠席している状態を指す。

ただし、合理的な理由がなく、連続して数日から 1 週間程度で、何らかの聞き取りを行う。

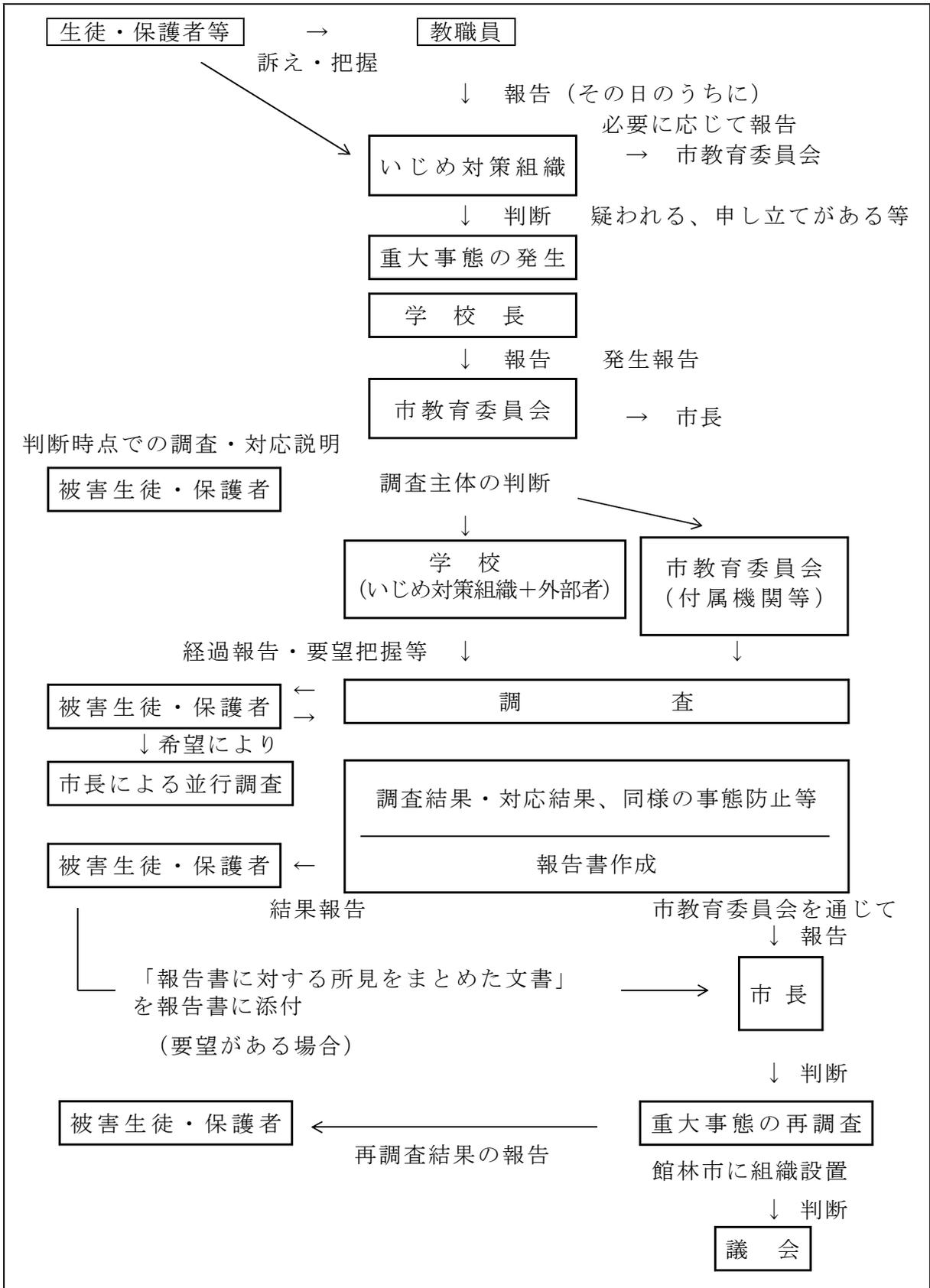
また、正当な事由なく生徒が連続して欠席し、生徒の状況が確認できない場合は、学校から市教育委員会に報告を行う。

### ②対応

生徒や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告、調査等に当たる。

また、調査等による事実関係の確認とともに、加害生徒への指導や被害生徒の状況にあわせた継続的なケアや落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

③重大事態発生への対応等の基本展開



#### ④対策組織の基本構成員

「いじめ対策組織」の構成員に準ずる

#### ⑤役割内容

重大事態が発生した疑いがあると認めるときには、市教育委員会に報告し、調査主体や調査組織について判断決定を仰ぐ。

学校が主体となって調査を行う場合は、いじめ対策組織の構成員が基本構成員となるが、学校長が判断するメンバーを加えて、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。その際に、調査の公平性・中立性を確保するように十分に留意する。

#### ⑥重大事態に係る調査主体

不登校重大事態では、学校復帰支援やいじめ解消がねらいとなるために、原則、学校が調査主体となって調査に当たる。

非常に深刻かつ重大な事態、学校のみでの対処の範囲を超えている事態、学校による適切な対処が期待できない場合については、市教育委員会が決定した調査組織が主体となって調査に当たる。

#### ⑦事実関係を明確にするための調査

民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、学校と市教育委員会とが事実に向き合い、当該事態の対応や同種の事態の発生防止を図ることを基盤とする。

事実関係を明確にするために、以下の点に十分に留意する。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような様態であったか等「事実」を明確にする。
- ・いじめを生んだ「背景事情」や「生徒の人間関係」にどのような問題があったのかについて明確にする。
- ・学校・職員がどのように対応したか等の事実関係を可能な限り網羅的（初動段階からその時点まで）に整理し、記録する
- ・市教育委員会や学校に不都合なことがあったとしても、事実を明確にする。
- ・学校は市教育委員会及び附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。
- ・事案の重大性を踏まえて、市教育委員会等の関係機関と適切に連携して対応に当たる
- ・いじめられた生徒から十分に聞き取るとともに、在籍生徒や職員に対する質問紙調査や聞き取り調査を行う。その際に、いじめられた生徒や情報提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査を実施する。
- ・調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止めるようにする。
- ・生徒の入院や死亡等、いじめられた生徒からの聞き取りが不可能な場合には、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。

#### ⑧調査結果の提供及び報告

上記調査結果については、被害生徒・保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際に、以下の点に十分に留意する。

- ・いじめを受けた生徒やその保護者に対して説明する際には、適時・適切な方法で、経過報告をする。
- ・情報の提供に当たっては、他の生徒のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報の保護を楯に説明

を怠らないようにする。

- ・質問紙調査の実施によって得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立って、その旨を対象となる在校生徒やその保護者に説明する。
- ・調査結果の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告書に添えて、市長に送付する。

#### ⑨関係機関との連携

市長には、重大事態の発生及び事実を明確にする調査結果を報告する。また、再調査の場合には、調査の結果を議会に報告する。また、再調査を行う場合には、被害生徒や保護者に事前に再調査の仕組みについて説明を行う。

### 7. 校内研修の実施

#### ①校内研修計画書

いじめ防止等のために以下の研修を実施する。

時期	研修内容等
4月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校いじめ防止基本方針周知」のための研修</li><li>・「いじめに対する措置（取組状況チェックシート）周知」のための研修</li><li>・「いじめ対策組織（取組状況チェック）周知」のための研修</li><li>・「いじめ防止の観点からの学年・学級・教科経営」のための研修</li><li>・「発達に課題を抱えた生徒理解」のための研修</li><li>・第1回いじめ対策委員会の開催</li></ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"><li>・家庭訪問に向けた「家庭へのいじめ防止啓発」のための研修</li></ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校行事に際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修（陸上大会に向けて）</li><li>・市教育委員会訪問による「いじめ防止のための取組についての指導・助言」の職員への周知</li></ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"><li>・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と振り返り</li><li>・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価と振り返り</li><li>・第2回いじめ対策委員会の開催</li></ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"><li>・学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修</li></ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校行事に際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修（持久走大会に向けて）</li><li>・学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職員への周知</li><li>・第3回いじめ対策委員会の開催</li></ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"><li>・「学校行事に際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修（合唱祭に向けて）</li><li>・市教育委員会訪問による「いじめ防止のための取組についての指導・助言」の職員への周知</li></ul>

11月	・三者面談に向けた「いじめ防止啓発」のための研修
12月	・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と ふり返し ・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価とふり返し ・第4回いじめ対策委員会の開催
1月	・学期初めに向けた「いじめ防止の取組」のための研修
2月	・いじめ防止基本会議の情報共有による「いじめ防止の理解」のための研修 ・学校評価での「いじめ防止のための取組についての評価と改善点」の職 員への周知
3月	・「卒業、進級の際に配慮すべきいじめ防止の取組」のための研修 ・いじめに対する措置（取組状況チェックシート）による全職員の評価と ふり返し ・いじめ対策組織（取組状況チェック）による全職員の評価とふり返し ・第5回いじめ対策委員会の開催

## ②学校いじめ防止基本方針及び上位法の理解

学校いじめ防止基本方針を策定するに当たり、下記の法規等を踏まえ策定した。また、それぞれの法規等の理解のために、年度当初の研修にて概要等の理解のための研修の機会を設ける。

- ・いじめ防止対策推進法（2013年9月）
- ・いじめ防止等のための基本的な方針（文部科学大臣決定2017年3月14日最終決定）
- ・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省2017年3月）
- ・不登校重大事態に係る調査の指針（文部科学省初等中等局2016年3月）
- ・群馬県いじめ防止基本方針（群馬県2017年12月）
- ・館林市いじめ問題調査委員会及び館林市いじめ問題再調査委員会条例（館林市2015年12月）

## ③いじめ防止の対策と取組

いじめ防止等の対策のために以下の取組を実施する。

時期	いじめ防止のための取組等
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、始業式での「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対策組織」についての生徒、保護者への周知</li> <li>・学校 Web ページへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>・全校集会でのいじめ等相談窓口の周知</li> <li>・学級開き、授業開きの際の学級担任並びに教科担当からの「いじめ防止」の生徒への啓発</li> <li>・生徒会オリエンテーションでの生徒会本部役員による「いじめ防止」の全校生徒への呼びかけ</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
5月	・家庭訪問における「いじめ防止」の保護者への啓発

	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学級による「いじめ防止」についての話し合い</li> <li>前期生徒総会での生徒会本部役員による「いじめ防止」の全校生徒への呼びかけ</li> <li>小中連携によるアウトメディア Week の実施</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>市教育委員会訪問による「いじめ防止の取組について」の指導・助言</li> <li>小中連携によるアウトメディア Week の実施</li> <li>各学級による「アサーショントレーニング」の実施</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のアンケートの実施と見取り</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>各学級による「アサーショントレーニング」の実施</li> <li>いじめ防止宣言の全校生徒への紹介</li> <li>学校評価での「いじめ防止の取組」の評価の実施と評価結果の学校 Web ページへの掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>後期生徒総会での生徒会本部役員による「いじめ防止」の全校生徒への呼びかけ</li> <li>「いじめ防止宣言リーフレット」の配布と活用</li> <li>小中連携によるアウトメディア Week の実施</li> <li>市教育委員会訪問による「いじめ防止の取組について」の指導・助言</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権集会の実施</li> <li>小中連携によるアウトメディア Week の実施</li> <li>三者面談における「いじめ防止」の家庭への啓発</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>心と体のアンケートの実施と見取り</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中連携によるアウトメディア Week の実施</li> <li>いじめ防止基本会議への代表生徒の参加</li> <li>学校評価での「いじめ防止の取組」の評価の実施と評価結果の学校 Web ページへの掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>学校生活アンケートの実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校生活アンケートの実施</li> <li>各学級における「アサーショントレーニング」の実施</li> </ul>

#### ④いじめ早期発見の対策と取組

いじめの早期発見のために、以下の点について全職員で共通して取り組む。

ア：生徒の声に耳を傾ける

- ・顔を見て、声を聞く
- ・しっかりと目を見て挨拶・会話をする
- ・生活ノートを活用する

イ：生徒の行動を注視する

- ・毎日の生徒の言動に関心を持って生活（観察）する
- ・朝一番の顔色や言動を見逃さない
- ・腕等のあざ等にも気を付ける
- ・持ち物の変化や言葉遣いの変化を見逃さない

ウ：保護者の声に耳を傾ける

- ・保護者からの相談に対して受容的態度で聞く
- ・保護者からの家庭での生徒の変化を積極的に聞き取っていく

#### ⑤いじめへの対処についての取組

年度当初の研修の場で、いじめ対策組織についての共通理解を図っていく。また、「いじめに対する措置取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、職員がいじめへの対処に関する共通理解を図る。また、学期ごとに職員による評価を実施し、意識の向上や改善を図っていく。

#### ⑥組織的体制の構築と機能の対策と取組

年度当初の研修の場で、いじめ対策組織についての共通理解を図っていく。また、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

#### ⑦家庭や地域との連携の取組

入学式や保護者懇談会、各種通信（学校便り、学年通信、学級通信等）、学校 Web ページを通じて、学校いじめ対策基本方針の保護者や地域への周知を図る。

また、直接的に保護者への周知や啓発を図ることができる家庭訪問や三者面談を有意義な機会とするために、全職員を対象とした研修の機会を設け、家庭や地域との連携を深めていく。

#### ⑧関係機関との連携の取組

本校の学校いじめ防止基本方針、また、それに基づいた活動に対する指導・助言を市教育委員会に仰ぐ機会を設けていく。市教委訪問をその機会とし、指導・助言の内容についてはいじめ対策組織にて情報共有と今後の改善について検討した後、研修の場で全職員への周知を図っていく。あわせて、市教育研究所からも同様に連携を図っていく。

また、いじめ対策組織における外部人材である佐藤光代氏（スクールカウンセラー）、小柳富彦氏（学校医）からも、専門的な視点からの指導を仰ぐ機会を設け、いじめ対策活動に生かしていく。

### 8. 家庭や地域、関係機関との連携

#### ①基本方針の周知

入学式や保護者懇談会、各種通信（学校便り、学年通信、学級通信等）、学校 Web ページを通じて、学校いじめ対策基本方針の保護者や地域への周知を図る。

また、直接的に保護者への周知や啓発を図ることができる家庭訪問や三者面談を有効な機会として捉える。

## ②地域や保護者の理解、連携協力

PTA 本部役員、学校評議員、学校関係者評価等を活用し、学校や地域のいじめ対応状況について定期的に協議する機会を設定し、理解を図っていく。

また、学校評価結果についても各種通信（学校便り、学年通信、学級通信等）や学校 Web ページを活用し、いじめ対策の取組を積極的に発信していく。

## ③警察との連携

生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求めていく。

## ④児童相談所や福祉部局等との連携

発生事案に応じて、東部児童相談所から適切に援助を求めていく。

また、事案に応じて、館林市教育研究所や館林市こども福祉課とも連携を図り、適切に援助を求めていく。

## ⑤法務局との連携

インターネット上でのいじめに対応する際に、事案に応じて法務局、前橋地方法務局と連携を図り、適切に援助を求めていく。

## ⑥関係機関・相談窓口一覧

- ・館林市立第三中学校（Tel 0276-72-4061）
- ・館林市教育委員会（Tel 代表 0276-72-4111）
- ・館林市教育研究所（Tel 0276-72-0542）
- ・館林市こども福祉課（Tel 代表 0276-72-4111）
- ・館林警察署（Tel 0276-75-0110）
- ・東部児童相談所（Tel 0276-31-3721）
- ・前橋地方法務局（Tel 027-221-4466）

## ⑦関係機関・相談窓口の周知

上記の関係機関・相談窓口については学校 Web ページにて公開していくと同時に、各種通信等（学校便り、学年通信、学級通信等）にて生徒、保護者への周知を図る。

## 9. 検証と評価

### ①いじめ防止及びいじめ早期発見取組状況

いじめ防止及び早期発見取組のための取組状況について検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

### ②いじめへの対処の取組状況

いじめへの対処の取組状況について検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

### ③組織的体制の機能と組織的取組の状況

組織的体制の機能と組織的取組状況についての検証と評価を行うために、「いじめ対策組織取組状況チェックリスト」（別紙参照）を作成し、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

上記の検証と評価に加え、学校評価においても、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を踏まえた目標の設定や目標に対する

具体的な取組状況や達成状況を評価していく。

また、いじめ対策組織が中心となり、検証を踏まえ、改善を図っていく。

附則      この方針は平成 30 年 3 月 31 日に策定した  
             この方針は平成 30 年 4 月 1 日に公布・施行する  
             平成 31 年 4 月 5 日一部改定  
             令和 2 年 4 月 6 日一部改定